

平成 19 年度 第 3 回 文化財保護委員会会議録

■日 時：平成 20 年 2 月 5 日（火）午後 7 時 00 分から 8 時 30 分

■場 所：宮代町郷土資料館 会議室兼資料取扱室

出席者：島村委員、中村（誠）委員、新井委員、長谷川委員、中村（豊）委員
教育長、中村室長、青木主幹、河井主査、横内主任

会議次第

- (1) 開会
- (2) あいさつ
- (3) その他

議題

- ① 平成 19 年度事業報告
- ② 指定文化財候補の検討について
- ③ 近代化遺産の調査について

会議概要

- ・平成 19 年度資料館事業（2 月 5 日現在）について報告した。
- ・指定文化財について検討し、2 件の指定答申について決定した。
- ・近代化遺産の調査概要について委員から報告があった。

会議録

あいさつ（島村委員長）

議事

島村委員長：開会します。平成 19 年度資料館事業について、事務局より説明願います。

事務局（青木主幹）：（資料に基づき説明）

島村委員長：平成 19 年度資料館事業について、ご意見、ご質問がありますか。

中村（誠）委員：道仏北遺跡の整理作業について、現在の状況は。

事務局（河井主査）：展示をするために住居跡の遺物を一通り見て、大型破片の接合を行いました。21 号住居跡まで終了し、それらについて現在展示しています。さらに、本格的な接合作業と断面実測作業を併行して行っています。

新井委員：収蔵資料のくん蒸について、薬品は。くん蒸個所は。残留濃度を調べているか。

事務局（横内主任）：エキヒュームです。収蔵庫 2 箇所です。残留濃度は調べています。薬品は抜けていますが、念のため 1 週間、換気扇を回しています。

島村委員長：埋蔵文化財について、整理作業と報告書の刊行予定について教えてください。

事務局（河井主査）：現在、図版等終了しているものが、金原遺跡、平成 2 年度山崎遺跡、昭和 62 年度山崎遺跡、平成 14 年度藤曽根遺跡、東叡原宿屋敷、平成 17 年度

東叡原宿遺跡、平成 11. 12. 14 年度の山崎遺跡（新しい村関係）平成 13 年度の伝承旗本服部氏屋敷跡、平成 15 年度宿源太山遺跡です。現在、平成 15 年度の伝承旗本服部氏屋敷跡と平成 18 年度、19 年度の山崎遺跡を整理作業をしています。また、遺跡調査会で昭和 57 年度、平成 2 年度山崎山遺跡の整理作業を行っています。

島村委員長：報告書が出せる状態の遺跡はたくさんありますか。

事務局（河井主査）：たくさんあります。

新井委員：金原稻荷神社遺跡は、中・近世とありますが、中世の遺物は。

事務局（河井主査）：近世と見てください。溝が出ていますが、中世の陶器等の遺物は出ていません。溝の覆土の状況から中世末から近世初期と考えています。

中村（誠）委員：山崎遺跡後期の 2 軒住居の型式は。

事務局（河井主査）：堀之内 2 式です。

長谷川委員：今年度寄贈された民具等はどういったものがありますか。また、収集するにあたって寄贈の申し出のあったものは全て受け入れていますか。

事務局（横内主任）：今年度は、書籍の一群、車長持、近現代の扇風機、コタツ、ラジオ、テレビなど戴きました。民具について、重複しているものについてはより完全な形に近いものは戴きますが、何台もあるものはお断りしたり、体験学習用に壊れるのを承知で、了解を獲て戴いてくる者もあります。そのときに応じて対応しています。

事務局（青木主幹）：民具を戴いてくる時に寄贈申請書に、活用する旨書いていただいています。

新井委員：いただいて来る時に、同じようなものがいくつもある場合は、比較をしてデータをとって使うということですか。

事務局（横内主任）：明らかに壊れているものは、記録も残さずお断りする場合がありますが、ある程度の形を整えていて、こちらが持っていないものは戴いてきます。

事務局（河井主査）：現況としては、基本的には殆んど戴いてきています。

事務局（横内主任）：ある家で蔵を壊したとき、缶まで戴いてきましたが、こんなものまでと言われたが、展示したら感激していました。大切な事であると思います。

島村委員長：意外に残らないものもありますか。

事務局（青木主幹）：日常生活の物が残らないです。収蔵資料も少ない。

事務局（横内主任）：着物の寄贈もありますが、つぎのあてた日常着がほしいのですが、処分された後に声がかかるといふことがあり、今後の課題かと思ひます。

新井委員：民具資料については、極力集めておいてほしいと思ひます。市町村の役割かと思ひます。ことに、新しい時代のものというのは大事かと思ひます。

島村委員長：一番場所をとるとは思ひますが、できるだけ収集してほしいと思ひます。

島村委員長：調査収集整理の関係で、建築調査について弥勒院の調査を行っています、こ

れについて説明願います。

事務局(青木主幹):平屋建て、間口2間半、奥行き2間半、約11坪の建物で、ことに正面右手が改修されています。内部も土間等が改修されていました。トイレも新しくつけられています。八畳間と六畳間があり、屋根裏の境に壁があります。八畳間は比較的現況をとどめていました。ただ、トタンで周りを囲ってあるなど細部はわかりません。今後、継続して調査して行きたいと思います。

島村委員長:何か質問がありましたらお願いします。

新井委員:棟札はありましたか。梁の状況はどうですか。

事務局(青木主幹):屋根裏に上がってみましたが、須弥壇の部屋と六畳間との屋根との境に壁があり棟札の存在や梁の状況はわかりません。

島村委員長:境の壁も後からつけたものですか。

事務局(青木主幹):状態から当初からのものだと思います。

島村委員長:六畳間は何に使用されたのですか。

事務局(青木主幹):僧侶の寝泊りした部屋かと思います。

島村委員長:地元の方は寮と言います。

島村委員長:全町博物館構想の今後の予定はありますか。

事務局(青木主幹):平成20年度は道仏の稲荷神社を計画しています。また、今後地域を見ながらバランスよく配置してゆきたいと考えています。

島村委員長:全部で何基ですか。

事務局(青木主幹):案内板24、標柱5、以前県で設置し町へ移管されたもの8基です。

新井委員:案内板について、定期的に文化財マップみたいなものを作る計画は。

事務局(青木主幹):全部設置してからと思っています。

新井委員:お金をかけない方法として、ホームページ上に掲載する方法もあります。

事務局(青木主幹):場所を記したマップはあります。今後、検討して行きたいと思います。

島村委員長:続いて指定文化財候補の検討について、調書が2件挙がっていますので、事務局より説明を願います。

事務局(青木主幹):前原遺跡出土の縄文草創期土器について前回詳しく説明してありますので、略させていただきます。なお、補足ですが、名称が「前原遺跡出土縄文草創期土器」と言うことでカッコ内に微隆起線文土器7点とありましたが、「前原遺跡出土縄文時代草創期微隆起線文土器」と整理しています。

島村委員長:この件について、質問はありますか。

新井委員:名称について、「微隆起線文土器」というと専門的ですが、これまでもこうした名称の付け方をしていたのか。一般の人がすぐ理解できますか。

事務局(青木主幹):専門的な用語ですが、全体としてみた場合、草創期土器としたとき内容が分からないのではと思い、「微隆起線文土器」という言葉を入れました。

中村(誠)委員:草創期でまとめると、幅が出てきてしまう。専門用語になるが、「微隆起

線文土器」という用語が入っていいのではないかと思います。

長谷川委員：一般の人が見る場合は入ったほうがいいが、長いような気がします。逆井遺跡は「逆井遺跡第1号ブロック出土石器」と付けています。

中村（誠）委員：微隆起というのは他の時期でも使う用語なので「微隆起線文」まで入れれば分かりやすいのでは。草創期の遺物は、調査が終わって27年くらい経つが、その後調査が多く行われていても微隆起線文土器は殆んど無いです。

中村（豊）委員：名前的に考えて、専門用語かも知れませんが、一つ一つ細かく言葉をつないで表したほうが明確であると思います。

島村委員長：名称において、指定するに値するかどうかという点についてはいかがですか。

長谷川委員：前回の論議にもあったが、この時期、県東部に土器としては無いということ、それが7点という数があるということで貴重なものであり、指定することによって今後この地域の調査において草創期の土器があるという目で見なければならぬということになるので、指定することは必要であると思います。

島村委員長：名称について、事務局案でいくか、それとも時代を入れないか等いかがですか。

中村（豊）委員：時代を入れないと、いつの時代なのか分からないのではないのでしょうか。

島村委員長：事務局案で指定について同意するという事によろしいですか。

各委員：了承

島村委員長：続いて、岡安家文書について事務局説明願います。

事務局（河井主査）：前回説明出来なかった点について補足説明します。総点数881点のうち寄贈が867点、14点は岡安家所蔵となっています。14点の内訳は、地籍図11点、地番図3点です。所在地も岡安家のある東叡原となります。881点の中には高札6枚も含まれています。また、特徴について、絵図がないという点ですが、特徴ではなく残っている状況というご意見を戴きましたので、割愛しました。以上です。

島村委員長：これについて質問ありますか。

新井委員：14点についてのみ、岡安家所蔵となっている理由はなぜですか。

事務局（河井主査）：ご自分で、使っているということです。なお、マイクロフィルムは全て撮影し、それらは中性紙の袋に入れて文書番号を付し整理してあります。郷土資料館でも同様に中性紙の袋にコピーを入れ保存しています。

新井委員：地籍図は字ごとですか。

事務局（河井主査）：はい。

島村委員長：所有者は指定について異存はありませんか。

事務局（河井主査）：はい。打診をしまして問題ないということでした。

中村（誠）委員：寄贈分と所有者の方の分があり分かれませんが、一括指定という事例はあるのですか。

事務局（河井主査）：少ないかとは思いますが。

中村（誠）委員：所有者の方の保護・保存の意識は。

事務局（河井主査）：意識が非常に高いです。きちんと保存されています。

中村（豊）委員：現存しているのがはっきりしているし、マイクロフィルムも撮っているという事で、指定するのはよろしいかと思えます。

中村（誠）委員：あり方の状態としてこういう形もあるのかなと思えますが、指定文化財ですから指定したあと保存、保護がきちんと出来るかどうか。

事務局（河井主査）：誰かに貸す事ありませんし、出来ると思えます。

新井委員：文化財の場合指定された以上公開原則ということがあります。文化財の活用公開というのが保護法にうたわれており、そうした場合、14点は個人のもの、仮に指定された場合、どうしても原本が見たいという話しがあった場合、所有者の手を煩わせることになることが考えられると思えます。

事務局（河井主査）：戸田家文書も個人所有となっています。

新井委員：戸田家は一括保存されている。保存する場合は一括的に保存することが望ましいと思えますが、特に問題が無いのであればいいかとは思いますが。

島村委員長：別々に指定するという事は。

新井委員：良くないと思えます。追加指定ということはあるかと思えますが。

島村委員長：指定した場合は、指定証書は2枚になりますか。

事務局（河井主査）：2枚になります。881点のうち何点というように書くということになると思えます。

新井委員：保管場所が2箇所になるので、将来的に記録がうまく引き継がれるか心配です。

事務局（河井主査）：指定の同意書にも、寄贈申請書にも点数は入っていますし、関係書類は永年保管となっていますので、問題ないと思えます。

新井委員：きちんと引継ぎができるようにしておいてもらえればいいと思えます。

中村（豊）委員：所有者の方は、大切に扱っていただいているものと感じます。

事務局（河井主査）：資料を非常に丁寧に扱っていただき、重要なものであるとの認識を持っています。今は、封筒に1点ずつ入れて、封筒の番号表、目録も渡してあります。きれいな状態で保存されています。

島村委員長：個人の財産を寄贈していただいたり、管理も協力していただいたりということもありますので、所有者の意向は尊重しなければならないと思えます。

島村委員長：戸田家文書も公開したいということであれば、協力していただける。それと同じ形でという考え方で良いのではないかと思えます。881点のうち867点は町の所蔵、14点について岡安家所蔵するという事です。

新井委員：員数は動きませんね。

事務局（河井主査）：動きません。

新井委員：動かないけれども一括という考え方ですね。

事務局（河井主査）：今までも一括としてきました。今回の場合は、これ以上動かないので

881点としてもいいかと思います。一括か、点数881点とするか、検討いただければと思います。

島村委員長：881点と出した場合、一括としたい時に、しにくいということはありませんか。典籍は除いていますか。

事務局（河井主査）：岡安家は、典籍は入っています。現況で把握している限りでは全てです。高札まで含まれています。

島村委員長：新たに出てきた場合は、追加指定ということも考えられるので、員数は、詳細な調査をして全貌が明らかなので881点と点数を挙げるということで良いかと思います。点数が変わるなどということはありませんね。

事務局（河井主査）：ありません。

新井委員：一括は楽であるが、内訳はと言われた場合そのたびに違ってしまうので、確定できるものは確定したほうが良いと思います。

島村委員長：では、そのような形で指定について同意するという事によろしいですか。

各委員：了承

島村委員長：今年度3回にわたり審議した指定文化財候補について2件答申ということでお願いします。

事務局（河井主査）：ただ今ご了承を戴いた2件の指定文化財候補につきまして、2月の定例教育委員会に諮りたいと思います

島村委員長：次に、近代化遺産の調査について議題とします。新しい情報をお持ちの方おりましたらお願いいたします。

長谷川委員：西叡原、東叡原担当で調査をしました。母屋が多く蔵等なども見受けられました。現段階で、西叡原で約10軒弱、東叡原で数軒です。同時に水塚の調査も合わせて行った結果、前々会報告した所西叡原の水塚について、盛土したのではないかということで、今後さらに調査を行いたいと思います。さらに西叡原で新たに1か所見つけました。

事務局（青木主幹）：東叡原で他の調査のおり、家を見せていただき、写真を撮ってきました。今後、詳細な調査を行わせていただくよう話ししてあります。

中村（豊）委員：写真は撮ってありますが、家の方と時間が合わなくてまとめられない状況です。これからまとめて行きたいと思います。

新井委員：東武鉄道の橋梁もありましたね。

長谷川委員：春日部では、越谷境のせんげん台や北春日部付近で残っていました。

島村委員長：春日部から久喜が古くて一番残っているのでは。

島村委員長：他にレンガのものは宮代にはないですね。

島村委員長：それぞれ調査しているかと思いますが、写真と地点だけを落とすという事で結構ですので、今月中にまとめ、事務局へ提出していただければと思います。

島村委員長：以上で第3回文化財保護委員会を閉会いたします